

第三者委員会の調査報告書・日本大学再生会議の答申書

に対する組合コメントを発表

2021年12月27日に設置された「日本大学再生会議」、2022年1月21日に設置された「元理事及び前理事長による不正事案に係る第三者委員会」は、2022年3月31日、それぞれ「答申書」と「報告書」を発表しました。

「答申書」と「報告書」は、田中前理事長及び井ノ口前理事を中心として行われた不正について、事実関係及び不正を生んだ背景を詳細に調査し、今後同様の事案が起こらないよう、日本大学の再生に向けて積極的な提言がされたものとして高く評価できます。ただし、組合の立場から見て、「報告書」と「答申書」には、いくつか不十分な点、不安を残す点があると考え、組合は以下の通りコメントを発表しました。

2022年4月6日

日本大学教職員組合

元理事及び前理事長による不正事案に係る第三者委員会の調査報告書・日本大学再生会議の答申書に対するコメント

2022年3月31日付で、元理事及び前理事長による不正事案に係る第三者委員会（以下、第三者委員会）の「元理事及び前理事長による不正事案に係る調査報告書」（以下、「報告書」）が学校法人日本大学（以下、法人）あてに、日本大学再生会議（以下、再生会議）の「答申書」（以下、「答申書」）が法人の加藤直人理事長あてに提出されました。

日本大学教職員組合（以下、組合）は、「報告書」及び「答申書」に以下の通りコメントを行います。

「報告書」では、事件の事実確認だけではなく、この事件が起こった背景についても詳細に報告されています。「報告書」で述べられていることは、私たち教職員も噂では耳にしていたことですが、事業部のガバナンス不全・チェック機能不全がここまで酷かったことに驚愕せざるを得ません。また、「報告書」の中では、井ノ口氏や田中氏、事業部取締役たちの責任・規範意識の欠如を断罪しています。この「報告書」の原因分析の一つにもあげられている「日大の風土（組織の同質性、上命下腹の体質）」を変えられるよう、組合は法人に対して一層の努力を求めます。また、この「報告書」を、今後の関係者に対する損害賠償請求に役立てるよう求めます。

また、再生会議の「答申書」では、「元理事及び前理事長による不祥事、とりわけ、元理事や大学の取引業者が前理事長に対し大学の運営に関連して多額な現金を多数回にわたり提供していたこと」は、日本大学の目的の対極にあるという立場から、以下3つを柱とする提言を行っています。その1は、「日本大学は、今後、学生・生徒及びその保護者等の信頼回復と教学重視を最優先事項として、学生・生徒等の夢の実現に資する、また、教職員が誇りを持って働くことができる、学校運営を行うものとする」です。その2は、「日本大学は、将来にわたって、一人の者による専横を許さず、民主的に選出されたリーダーの下に遵法精神と品位を持った法人運営を行う」

です。その3は、「日本大学は、今回の重大な不祥事に鑑み、刑事被告人となった二人とその支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない」です。そして、一連の事件の進行時期に理事に在任していた者は今後理事に復帰できないこと、理事の数を減らして外部理事を導入することなどを提言しています。

以上のような「報告書」と「答申書」は全体として、これまでの組合の主張ともおおむね合致するものであり、高く評価できます。「第三者委員会」の橋本副孝委員長ほか第三者委員会委員の方々、再生会議の矢田次男議長ほか再生会議委員の方々が短期間のうちにこのような「報告書」と「答申書」を取りまとめたことに敬意を表します。

しかしながら、「報告書」と「答申書」には、日本大学の再生を実現するために、不十分であると思われる点も見受けられます。

そこで、「報告書」及び「答申書」が全体として高く評価できるものであるという前提に立ちつつ、不十分と思われる点や、現場感覚から見てより改善すべき点について、以下で指摘することとします。

1. 日本大学事業部について

日本大学事業部（以下、事業部）の資金の流れを公開することは、組合がかねてから求めてきたことです。「答申書」の指摘の通り、事業部の資金の流れについて、「過去に遡って、不正・不適切な資金の流れがなかったか精査するとともに、事業部を介在させることによる費用の低減化・効率化といった所期の目的が一定程度実現されていたものか否か、効果の検証・評価が行われるべき」ですが、加えて、精査・検証・評価の結果を公開すべきです。

なお、「報告書」が指摘するように「会社法上の監査役は、子会社の業務及び財産状況の調査権がある」のに対して「私学法上の監事にはそのような子会社の業務及び財産状況の調査権は規定されていない」ので、大学の子会社がブラックボックス化する可能性は一般企業と比べて高いと考えられます。加藤理事長兼学長も記者会見で事業部の清算を明言していたように、事業部の解体が速やかに実行されることが必要だと考えます。そして、再生後の日本大学においては、営利を目的とする株式会社等を設立すべきではないと、組合は考えます。

2. 理事・監事の選任について

理事定員を現状より減らすという「答申書」の提言は評価できますが、附属校の状況は各校によって異なり、とくに地方と首都圏で大きな違いがあります。したがって、附属校教職員の理事枠を2名とし、うち1名を首都圏以外の附属校から選出すべきと考えます。

「答申書」では理事長指名理事2名を置くことが提案されていますが、理事長の権限の強化につながる可能性もあります。理事長を補佐する理事が必要という考え方もあるかもしれませんが、理事長指名理事を置くことについては慎重になるべきです。

「答申書」が学外者でない理事に定年制を設けたことは評価できますが、再任制限も設けるべきであると考えます。理事長・学長、副学長に再任制限を設けたとしても、実権を握った再任制限のない理事が自らは理事長とならずに傀儡政権を作る可能性を否定できません。実権を握る者が必ずしも理事長とは限らないことは、「報告書」が指摘しているように、事業部の実権を握っていた者が事業部の代表取締役ではなく一理事の井ノ口氏であったことを見れば、自明です。

なお、学外理事が実質的にチェック機能を果たすことは重要ですが、いわゆる「天下り」となって、大学と学外組織との癒着や学外からの大学支配をもたらさぬよう、教職員が理事会を監視し続けることが必要だと考えます。

理事及び監事の選出方法については、それを評議員会の審議事項とする等も含め、さらなる検討が必要と考え

ます。

3. 理事会の透明性の確保について

「常務理事会・常務理事がその権限において執行等した事務について、理事及び監事等による事後的な確認や検証を可能・容易とする仕組みの整備」（「答申書」）をするだけにとどまらず、一般教職員に対しても可能な限り常務理事会、理事会の情報を公開し、機密事項を規定に基づいて限定し、規定に基づいて機密とされた事項についても一定期間ののちには公開すべきです。

4. 理事会・評議員会におけるダイバーシティやジェンダーバランスについて

再生会議が理事会や評議員会におけるダイバーシティやジェンダーバランスの検討・導入に言及したことは評価に値します。組合も過去の団交でダイバーシティとジェンダーバランスの導入を要求してきました。法人はこの提言を受けて、ダイバーシティとジェンダーバランスの導入（具体的な数値の設定）を行い、速やかに実行することが必要であると、組合は考えます。

5. 学長の選出について

組合は2021年12月30日付で加藤直人理事長あてに提出した「「文部科学省から学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告に関する指導文書」についての意見書」（以下、「意見書」）において、「日本大学学長選出規則を改めて、学長は、立候補制の直接選挙により決めるものとする。」「学長選挙は、各学部、通信教育部、短期大学部の専任教員および各学部、通信教育部、短期大学部の事務局長、各付属高校の教諭を有権者とする。」ことを提案しました。そして「答申書」では組合の「意見書」もひとつの参考にされたことが明記されています。

しかし、「答申書」は、学長候補推薦委員会委員による投票を行う方式を採用し、その後、各学部長及び理事長によって構成される学長候補者選出会議が最終的な候補者を選出し、理事会で決定すべきだと提案しています。

学長の選出について立候補制と所信表明の機会の導入を提言したことは評価できますが、学長候補推薦委員会委員による投票では、教育の現場にある教員の民意を選挙結果に反映することができません。教学の長である学長の選出は、専任教員・教諭のすべてを有権者とする直接選挙によるべきです。

6. 選任された理事長・学長の活動の評価について

「答申書」は、理事長、学長の活動について、教職員によるアンケートによって評価することを求めています。また、学生及びその保護者による満足度調査を実施することも求めています。組合は、こうした評価の結果を内部資料にとどめることなく、速やかに公表すべきであると考えます。また満足度調査については、調査項目に理事長、学長の活動についての項目を入れ込むことを義務化すべきです。

7. 学部長の選出・解任について

組合は「意見書」で、「日本大学学部長選出規程を改めて、学部長は、立候補制の直接選挙により決めるものとする。」「学部長選挙は、各学部の専任教員を有権者とする。」ということを提言しました。

「答申書」で、学部長選出において職員票の割合を下げ、立候補制と所信表明演説を導入すべきとの提言をしたことは評価できますが、投票は参考投票と位置付けず、直接選挙とすべきです。

また、現行では、問題がある学部長を解任する規定がありません。学部長の解任規定も、学部長選出規程の改正と同時に、設けるべきです。

8. おわりに

「答申書」が指摘しているように、日本大学再生に向けた取り組み及び今後の進捗について「学生・生徒と保護者、教職員、卒業生、そして社会に対して説明責任を果たすことに強く留意する」、「これらに係る取り組みに関する各ステークホルダーの意見を継続的に収集し、積極的に取り入れることができる体制を整備する」ことが求められています。この趣旨にも沿う形で、組合は法人に対して「1. 事件への対応状況、文部科学省からの指導に対する回答の概要の説明」「2. 日本大学再生会議ならびに調査のための第三者委員会の構成について説明」「3. 学生に対する不利益変更ならびに教職員の労働条件の悪化を回避する方策についての具体的説明」を求め、「日本大学元理事による背任事件および日本大学元理事長による脱税事件」に関する団体交渉申し入れ」をしているところですが、法人はこの申し入れについて「教職員の労働条件の悪化を回避する方策」以外は「義務的団交事項ではない」として、説明を拒否しています。このような法人の態度は、「答申書」を軽視するものと言わざるをえません。

これまで組合は、法人との団体交渉の場において、法人のガバナンスの問題を追及し、事業部の情報開示を求めてきました。しかしこうした組合の要求に対し、法人はことごとく「義務的団交事項ではない」の一言で切り捨て、交渉に応じてきませんでした。組合は、法人のこうした態度が、今回の事件の背景になったと認識しています。にもかかわらず、この期に及んで再び「義務的団交事項ではない」という理由を持ち出して狭義の直接的労働条件以外の事項について交渉を拒否し続ける法人側の態度に対して、組合は強い懸念を表明します。

また、「答申書」で「寄附行為や諸規程の改正について多々提言しているが、それらはあくまで指針を述べたものであるから、当法人において、その指針の趣旨に沿って寄附行為及び諸規程の全体の定めの内実や整合性を考慮して、諸規程の具体的改廃を然るべく措置されたい」とされているように、法人が今後、「答申書」の趣旨に沿った規程の改訂を行うかどうか、組合は注視していく必要があります。とくに、今回の不祥事を、単に一部の者の不祥事にとらえるのではなく、こうした個人の不祥事を生むべくして生んだ制度的問題（明文化された規程にとどまらず、いわゆる「不文律」も含む）にとらえ、こうした不祥事が二度と起こらないような新たな制度を法人が作り上げていく必要があります。こうした法人の取り組みについて、組合は今後も監視を続け、必要に応じて提言を行い、大学の民主的発展に向けて努力していくことを誓うものです。

なお、本コメントは、「報告書」及び「答申書」公表に即応して取り急ぎ重要な点のみを指摘したものです。より詳細な検討及び諸規程についての組合の具体的な提案は、今後しかるべき時期に行いたいと考えています。

以上

日本大学教職員組合の活動などは以下ホームページでご覧いただけます。また、ご意見、ご加入に関するお問い合わせは以下メールアドレスまでお願いいたします。

QRコード

日本大学教職員組合ホームページ

<https://union-nihon.sakura.ne.jp>



Eメール

nichidai.kumiai@gmail.com

